

長崎県すこやか長寿財団広報媒体広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人長崎県すこやか長寿財団が所管する広報媒体に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における広報媒体とは、財団法人長崎県すこやか長寿財団ホームページをいう。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告を掲載する位置、種類、規格、及び枠数は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 掲載位置：財団法人長崎県すこやか長寿財団ホームページのトップページ下部
- (2) 種類：バナー広告
- (3) 規格：サイズ 縦50ピクセル 横192ピクセル
形式 GIF (アニメーション不可)、JPEG
データ容量 6KB以下
- (4) 枠数：最大8枠

(広告の掲載範囲)

第4条 次の各号に掲げる業種又は業者に係る広告は、掲載しないものとする。なお、広告掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの
 - (2) 消費者金融に係るもの
 - (3) たばこに係るもの
 - (4) 賭博・ギャンブルに係るもの
 - (5) 国及び県から指名停止等の不利益処分を受けているもの
 - (6) その他、広報媒体に掲載する業種又は業者として適当でないと認められるもの
- 2 広告の内容は、広報の公共性、品位及び信頼性を損なうことのないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は掲載しないものとする。なお、広告掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
- (1) 法令等に違反するもの又はおそれのあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの
 - (3) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (4) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - (5) 主義主張や個人名を掲載するもの
 - (6) 青少年の健全育成にとって有害なもの
 - (7) その他、広告媒体に掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報媒体により公募するものとする。

- 2 財団法人長崎県すこやか長寿財団は、この要綱に基づき、広告主を選定し、掲載内容を審査するとともに、広報媒体に掲載する広告を決定しなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第6条 第3条で定める枠数を超えて広告掲載の申し込みがあった場合の優先順位の決定方法は、地域性、公共性を考慮し、広告審査会が決定するものとする。

(広告審査会の設置)

第7条 財団法人長崎県すこやか長寿財団は、広告の内容等を審査するため、広告審査会を設置する。

- 2 前項の広告審査会は、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) 各課長、所長

(会議の開催)

第8条 広告審査会の会議は、必要に応じて事務局長が招集し開催する。

- 2 会議は、事務局長を議長とし、全員一致により決議する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、財団法人長崎県すこやか長寿財団の決定を得た広告の原稿を第3条の規定に基づいて作成し、原則として広告掲載開始日から起算して5日前までの財団法人長崎県すこやか長寿財団が指定した日までに、電子メール又はCD-ROM等の記録媒体により提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に要する費用は、広告主の負担とする。
- 3 財団法人長崎県すこやか長寿財団は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が、第4条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の掲載期間等)

第10条 広告の掲載期間は、広告主との協議により決定する。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、1枠あたり3,000円/月(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

- 2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、原則として広告掲載開始日から起算して5日前までの財団法人長崎県すこやか長寿財団が指定した日までに、納入する。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他
広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担
において解決しなければならない。

(協議)

第13条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、財団法人長崎県すこ
やか長寿財団の判断に従うものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年 9月 1日から施行する。